

大阪商業大学学術情報リポジトリ

大阪長町の木賃宿 (三)

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商業史博物館 公開日: 2023-12-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/2000434

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



大阪長町の木賃宿(三)

小田 忠

1 長屋の構造と裏長屋の住人

① 裏長屋と町

「長町木賃宿」二で木賃宿の内部を見たが、一般的な長屋はどのようになっているのか、長町とは大きく異なるのか。むしろこちらの方が私たちの興味を引くと感じる。

落語で語られる話と、テレビに映る時代劇のセットに見られる「長屋」のイメージは、揺らぐことのない固着した像を視聴者に与えている。長屋も〈表長屋〉と〈裏長屋〉があり、同じ長屋の構造をもつ家屋でも、入居者達の人格・身分・職業により違ってくる。乞食あるいは乞食に準じる人が対象の長屋は、言葉通りの生活ができる構造を持たない。実際は衛生や日照も悪く、ひどい住環境となっている。(こ

れは、通称乞食宿と呼ばれている)

〈長屋〉が町のどのような立地条件の基で建築されたかを確認しなければならぬ。

長屋が建設されるには、理由がある。まず、地割・町割を考えなければこの問題を解く鍵は見付からない。

大阪の水帳・絵図を概観すると、京間四十五間正々方々の町割で、中央に一間の大水を取り、船場の路幅は東西に二間宛の路幅と南北で一間半宛の路幅を除いて、裏行は二十間になる。東西京間四間に、南北京間三間になっているから、平城京の用尺一尺は、現行の曲九寸七分五厘だから、六尺五寸×四十五間〓二九二尺五寸÷曲九寸七分五厘〓三〇〓三〇丈、すなわち平城京の三〇丈と合致する地割であると、佐古慶三は述べている。^①

佐古の見解により、大阪の地割・町割の相貌が浮かんできた。大阪の町の内側を知るには、〈ろうじ〉がある。京・大阪では〈ろうじ〉とは呼ばず、伸ばして〈ろーじ〉と呼んでいる。以後、〈ろうじ〉の表記にする。大阪の〈ろうじ〉はある必然により出来たようである。

町割において、裏行二十間一杯に建築するには、大きな屋敷でないとも奥まで到達しない。普通の家作なら大概、裏行十間もあれば充分である。裏に十間の余地ができる。例えば間口が五間で、裏行二十間なら百坪の面積になる。この面積に対して、間口半間を〈ろうじ〉にあて、裏に単一の家作や長屋を建築することができる。端地に建築された長屋は、場所にもよるが〈表長屋〉になり、道路に面しない長屋は、〈裏長屋〉と呼ばれる。町と町の間にある下水敷を生かしたのが、小路である。下水敷を路次代わりに使用していた。これが有名な〈浮世小路〉（今橋南の小路東はり西也⁵）と呼ばれている路次である。他に、〈うなぎ小路〉（本町橋西詰南うら浜西へ、八百や町筋まで⁶）、〈赤穂屋小路〉（新町西口今一すぢ北⁴）、〈狐小路〉（御堂筋一筋西、本町通今南へ北久太郎町通り迄⁵）、〈柳小路〉（あみだ池西の門前今一筋北之丁⁶）、〈淀屋小路〉（淀屋ばし南詰一筋内⁷）があった。

〈ろうじ〉に住んでいても、〈ろうじ〉住みということ嫌がるが、小路とすれば、借りる側も〈ろうじ〉に住んでいない事になるから、借家人は恐悦するし、貸す側は〈ろうじ〉といわずに小路と洒落こめば、家賃も高くとれる為、両者にとって都合がよいことになる。これらの路次は、裏長屋の借家人の出入口となっているため、必要不可欠な道

である。〈ろうじ〉が存在することは、借家が存在することでもあるし、大阪の町割が〈ろうじ〉発生の要因であることに間違いはない。町を概観する場合に、人別帳・宗門人別帳・水帳・絵図類がある。ここでは竈図⁸を使って、長屋の構造・住人の諸関係をさぐってみる。

江戸時代の町には、種々の規定がある。現在、私達は好きな町に移り、役所に住民票を移し、移った町の自治に慣れれば（印は筆者）大きな問題とならない。この場合の問題は、自己が町に慣れることができるか、溶け込む事ができるかといった程度の問題である。しかし、江戸時代の大阪には、〈町規〉〈町内式目⁹〉などと呼ばれる町の規定があり、家屋敷の購入時・借家に入居する場合に人格・身分・職業が問われ、町内式目を無視しては家屋敷の購入もできず、借家に入居できない場合もあった。

② 升屋町の竈図

升屋町の竈図に年号の記載がなく、貼紙が施されている。珍しく商売が記されているので、作成年を探る史料として文化十二年の水帳・絵図と文政八年の水帳・絵図を使用して割り出すことにする。図1の北東部に住吉屋平七の地所表口五間、裏行十間、文化十二年の所有者は住吉屋平蔵である。文政五年十二月二十四日に平七と名前を改めている。同じく住吉屋平七より西へ行くと大和屋三右衛門の地所は表口十間一尺、裏行二十間、文化十二年の所有者は大和屋与兵衛になっていいるが、三右衛門の死跡により同家の倅が名を改め、文政七年閏八月

に役所へ届けている。更に西へ移行すると宮原村庄左衛門の掛屋鋪と
なっているが文化十二年の所有者は庄九郎である。この地所は表口六
間三尺二寸、裏行二十間、庄左衛門が病死して、俸が名を改めたのが
文政五年二月十九日である。家数が五十ある内、名前の改めが文政元
年から文政八年までに集中している。文政年間の姿が顕著なため、文
政年間に作成されたと推察している。商売を記した家百二十一軒、「名
前のみ」の家百三十八軒、明家四十一軒になっている。「名前のみ」の
数字中に土地所有者の名前も含まれている。これは所有者が店を構え
ており、名前が記載されていて、商売が記されていない名前も拾った。
升屋町の商売の特色は、仏壇に係わる職業が目につく。次に、彫り
物・道具関係があげられる。

町内式目は町により異なるのが普通で、一般的な忌避商売は医師・
浄瑠璃・鍛冶職・大工・油商売・染織・麵類商売・ゆのし商売などは、
嫌悪されて当然という認識がある。⁽¹⁰⁾ これらの職業は、偽薬、風紀の乱
れ、火事や騒音の発生が問題にされていた。それでは、升屋町の町内
式目はどのように規定されていたのだろうか。升屋町「式目定」より
引用する。⁽¹¹⁾

銘々商売筋之儀丁内ニ嫌候商売堅致間敷事萬一言合ニ穢候儀致候
へ者町中相談之上如何様共可罷成其時一言之申合無之候事

借屋貸候得者年寄組合相尋候上貸可申事但丁内得心之上貸候後町

内ニ嫌候商売致候哉又ハ町内ニ存寄之筋在之家主江申遣候へ者其
訳不及相糺ニ早速家明させ可申事（印は筆者）

それぞれの商売についても、町内に忌避商売が存在する為、これを
遵守しなければならぬ。しかし、意見が分かれた場合は、町中で相
談して決定する。決定後は覆ることはない。

借家貸しの場合は、年寄・組合に相談して貸す事になっている。町
内が納得して貸し、忌避商売をした時、存じよりの家主へ伝え、その
訳を相糺さずに、家を明け渡す事になっている。

升屋町の忌避商売を左記に掲げる。⁽¹²⁾

薬種屋之事 鼈甲屋并ニ磯方之事

医師屋之事 寺院之事

都而唐物類ニ取扱商売之事 地車之事

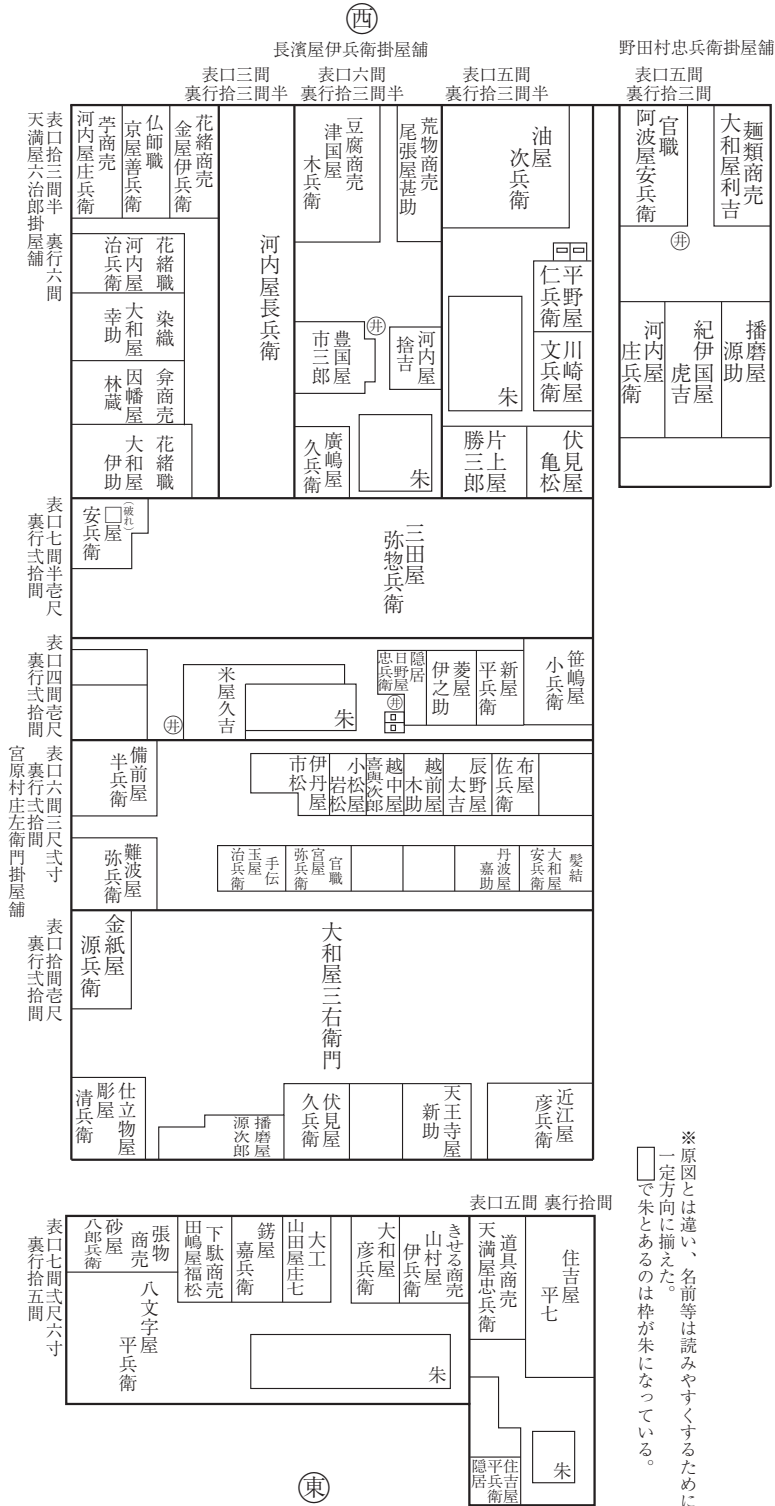
榦桃灯之事 藜り物都而寄進物等之事

撰待之事 盆大踊之事

於市中花火之事 開帳幟并笹等之事

神佛祭禮銘々心願在之ハ自分居宅丈ケニ取斗隣家江不相懸様可致
ハ或者作り物等差出人寄セ決而致間敷事都而社堂寄進在之ハ此已
後者銀納に取斗可申事

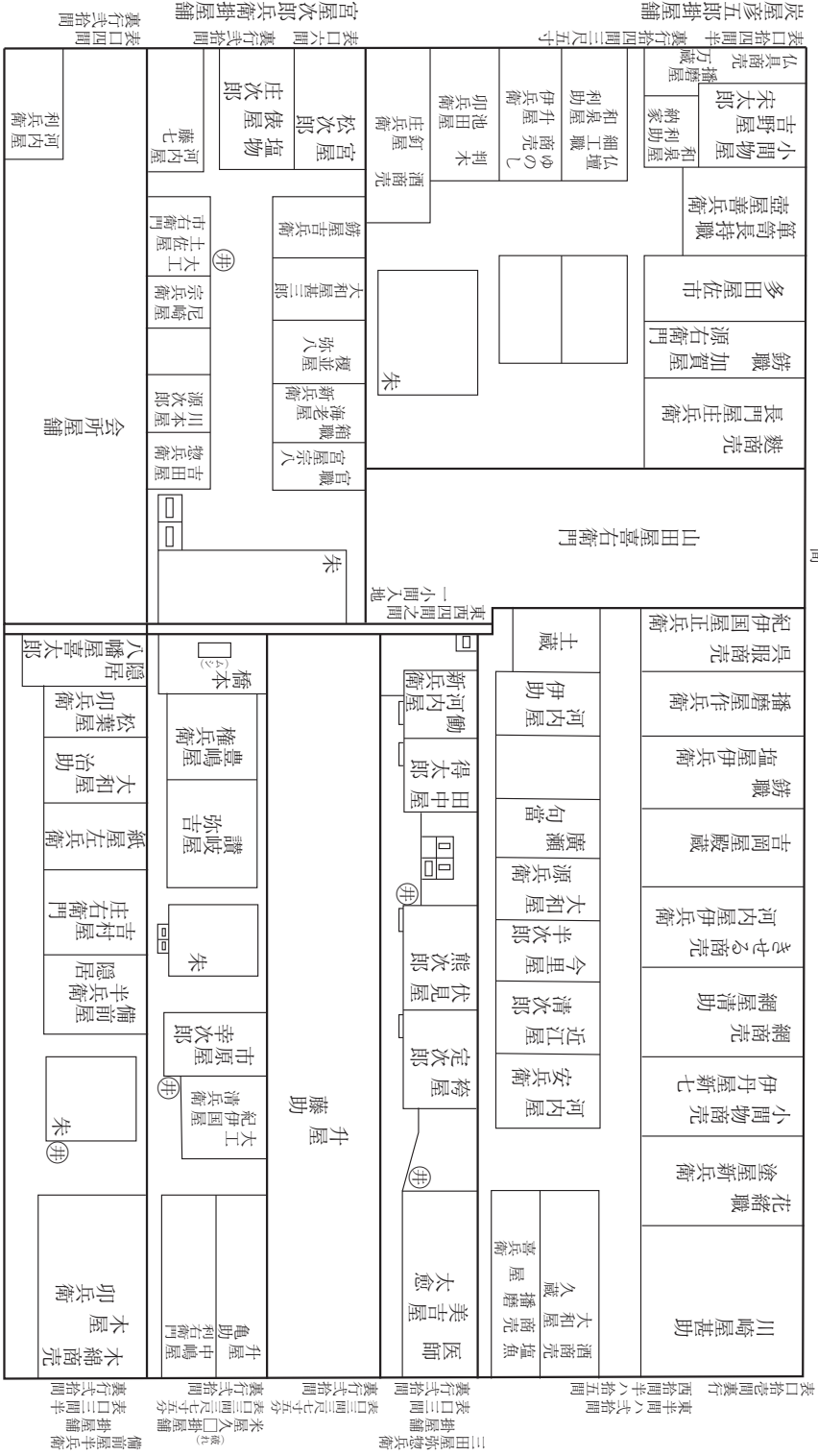
右拾四ヶ條丁内前々申合丁法度之儀ニ唯間弥無違矢急度相守可
申事



※原因とは違い、名前等は読みやすくするために一定方向に揃えた。
 □で朱とあるのは枠が朱になっている。

図 1

2 図



右の規定で触発されるのは〈薬種商売〉〈医師〉の二業種である。規定を読むうえでは、忌避商売を総て排除する訳ではない。規定に町の考えがあるのは即ち、町の柔軟性を示す。他町と規定の違いがあつて当然で、医師・薬種商売が忌避された要因に毒薬・偽薬がある。

幕府は古くからたびたび、毒薬・偽薬が人命を奪うことにつながり、危険な商売だから町に住まわせることができない。(医師は薬を取り扱うので自然にそうなる) 薬種業関係が平野町・道修町(町の柔軟性があるから)に集合するようになったのは右の考えの裏返しにすぎない。

『大阪市史』第一巻には「医師・薬種商は毒薬売買を禁ぜられ」別に、「正徳元年五月の毒薬札第一條に毒薬并に偽薬を売買すべからず、若し違犯の者あらば重科たるべく、(中略)然れども偽薬売買のこと絶えざりしにや(後略)」というが、元々は寛文十一年十一月二日觸一四八にて、毒薬・偽薬の売買を禁じていた¹³⁾。以後、何度も触れを出すことになつても、効果が上がらなかつたことが推察される。

薬種業者は毒薬・偽薬の売買に伴う危険のため、医師は毒薬・偽薬の現場取り扱い者として危険が高いために、忌避商売として上げられている。升屋町においてはその時々のお話を持ち、悪例を作ることなく、良い例ができるよう話を続け、その結果、医師二名と薬種商売を町で協議し許可をした。医師に係わる住居の問題は、慶安元年九月補觸一〇の内容を紹介する¹⁴⁾。

一、他国より来た医師については医師の師匠を尋ね、穿鑿の上請人をとつて宿を貸す事。

二、大阪在住の医師も他町より宿を借りに来ても、右と同様の吟味をする。

三、大阪在住の医師で治療をしない身持不審な者は、在住の町より申し出をする事、こちらより穿鑿上、住宅を申し付ける。

附、手習いとして子をとる者についても、右三カ条の通り吟味をする事としている。

医師の素性が良く、普通通りやましくもない生活をしていれば、定住できることになる。

慶安元年の補觸とはいえ、医師は人の命を預かる身でもあるから、多くの医師により助命、病氣・軽い怪我也含め治療した例も多く、優秀な医師は世評にあがり、社会的にも落ち着き、町に根づいたと考えられる。

医者が何故重要な職業として認知されたかは、西鶴の次の話を聞くときよくわかる。

世の寶は、「醫者・智者・福者」といへり。中にも、醫者のなき里には住事なかれ、ふたつなき命を頼む事ぞかし¹⁵⁾。

右の一文は、医者の重要性を素直な気持ちで現している。

町内式目に抵触しても、町で嫌われ商売だとしても、町の一統が熟談し、素性・素行がよければ町にとって有難い話である。

升屋町には二人の医師がいた事は、竈図中に職業名として記載されている。住居は升屋町北側、三田屋弥惣兵衛掛屋敷の表借家に住む美吉屋太愈は間口二間半・奥行四間ぐらい、約十坪の面積になる。もう一人の医師は南側、畠中村善六掛屋敷の表借家に住む向井屋沢太郎の広さは美吉屋太愈より小さめである。菓種商売の小川屋常右衛門は同じ表借屋だが向井沢太郎と路次を挟んで東西に位置している。長屋にあるとはいえ、両医者宅はわかりやすい場所にあつて、医者が人にとって重要な職業であることを暗示している。

升屋町は特徴のない町といえるか。『懷中難波すゞめ』『改正増補難波丸綱目』⁽¹⁹⁾を調べても代表的な商売が一つも計上されていない。表1の「升屋町商売調」⁽²⁰⁾から拾うと、道具商売七、古道具九、古道具商売一、道具関係は十七、仏壇細工職四、仏壇屋一、仏壇職二、仏具商売一、直接関係ないが仏師職一も加え、箔押職一は箔を仏壇に使用するため、飾職五は仏壇内部の金属部分の加工だとすると、彫物職三、彫物細工職一も仏壇内部の木工・加工であれば合計十九にのぼる。升屋町より東側にある安土町筋は、以下の様な商売が記されている。『懷中難波すゞめ』に掲載しているのは〈持佛堂や・佛壇屋・宮屋・白かわや〉、『難波丸綱目』は、〈鳥屋・持佛堂・綿ほうし・滑皮・鍮屋・絹布巻物類・ふすべ皮・宮屋・白革〉で、年代の差があつても、付近に仏壇関係の商売が集中しているのは、否定できない事実である。

升屋町図4は、仏壇関係者が顔を揃えている。表側西より和泉屋源蔵掛屋舗、彫物細工職和泉屋源蔵、仏壇細工職片上屋久兵衛、網屋清右衛門掛屋舗、仏壇細工職河内屋利兵衛、箔押職和泉屋宗右衛門、仏壇細工職和泉屋徳兵衛、一軒おいて大和屋九兵衛掛屋舗、飾職飾屋儀兵衛と続く。升屋町図3では、井池筋を挟み南東側松尾三右衛門掛屋舗、古道具天等屋吉兵衛、古道具阿波屋茂兵衛、古道具綿屋仁兵衛、畠中村善六掛屋舗の南西側は道具商売嶋屋利助、一軒おいて古道具天王寺屋利兵衛、古道具丹波屋源兵衛、古道具綿屋清兵衛、一軒おいて古道具三木屋利兵衛となつている。

升屋町図1で宮原村庄左衛門掛屋舗は、間口六間三尺二寸、裏行二十間の面積は百二十六・四坪に表借屋二軒（難波屋弥兵衛と備前屋半兵衛）、裏借屋十三軒（西側より伊丹屋市松・小松屋岩松（按服大塚屋）・越中屋喜興次郎（干物）・越前屋木助・辰野屋太吉（指物職）・布屋佐兵衛（隠居河内屋）・明家（隠居近江屋嘉助）、東側より手伝玉屋治兵衛・官職宮屋弥兵衛・明家が二軒（隠居吉村屋庄右衛門）・丹波屋嘉助・髪結大和屋安兵衛）これより以前の住人等は、（ ）に記した。かなり変動がある。

竈図上では井戸や便所・芥場がある。井戸はすぐにわかるが便所と芥場の区別が判然としない。竈図は水帳・絵図とは違い大まかにしか書いていない。当時の住人は便所と芥場の場所は理解していたが、升屋町の竈図からは窺い知る事ができない。

百二十六・四坪の面積に（へろうじ）を十坪ぐらいとして、残り

百十六・四坪を十五軒で割ると一軒あたり七・七六坪だが、絵図上では備前屋・難波屋は大きく、表借家と裏借家にも空地がある。
 一軒あたりの建坪はもつと小さな面積になる。七坪としても十四畳だから、土間・押し入れをとつても六畳から八畳が一間はとれる。一家で住めないことはない。

表1 升屋町商売調 職種六十八種

塩魚商売	一	塩物	一	麩商売	一
麵類商売	一	豆腐商売	二	酒商売	三
肴商売	一	乾物商売	一	彫物細工職	一
彫物職	三	仏壇細工職	四	仏壇屋	一
仏壇職	二	仏具商売	一	仏師職	一
箔押職	一	飾職	五	道具商売	七
傘商売	一	箱職	二	長持職	一
箆筒職	一	箆筒長持職	一	下駄商売	一
花緒商売	一	花緒職	三	苧商売	一
衣商売	一	木綿商売	一	呉服商売	二
ゆのし商売	一	張物商売	一	仕立物屋	一
染織	一	菓種商売	一	砂糖商売	一
油商売	一	搗米商売	一	砂商売	一
塗職	一	豊商売	一	大工	三
鍛冶職	一	左官	一	古道具	九

古道具商売	一	網商売	一	煙草	一
きせる商売	二	荒物商売	三	小間物屋	一
小間物商売	一	腰□	一	判木	一
浄瑠璃	一	屏風襖職	一	官職	三
手伝	一	働	二	虎屋肩入	二
仲仕	二	髪結	二	髪結口入	一
医師	二	足袋屋	一	のり屋	一
座敷借り	一	勾当	一	隠居	五
納家	四	会所屋舗	一		
名前のみ	百三十八軒		四十六パーセント		
商売名の記入	二十一軒		四十パーセント		
明家	四十一軒		十四パーセント		

③ 本町壺丁目の表裏借家と商売筋

南組本町壺丁目「当丁内掟定式目写」は、寛政十一未年に決定した町内式目の内容を、文化七年八月に写している⁽²⁾。この町内式目に規定されている忌避商売の条項が見当たらない。多くの町内式目に共通する忌避商売が掲載されていない。更に、家屋敷の売買・貸家・借家の問題、家質を取る場合に関係するのは「人格を糺す問題」、相手の人柄・商売筋の吟味の項目が欠落している。このような項目は、普通町内式目中に盛り込まれているが、本町壺丁目の町内式目には存在しない。行倒人・捨子の条項もなく、垣外番・木戸番の規定もない。不思議

議な町内式目になっている。

『丁中名前控』文政十三年庚寅年閏三月改めは、本町壱丁目町内の町人と借家人の名前書上げと商売が記してあり、町内の働きをみつめた⁽²²⁾。

本町壱丁目の借家人の合計は、百二十二人、職業は五十五種にのぼる。この中で町内忌避商売とおぼしき職種は医師・麵類・川魚煮売・炭・薪・紺屋・音曲渡世・浄瑠璃音曲渡世・棒職などで、これらの職種は火を使用したり、匂いがあったりする理由で、音曲・浄瑠璃といった芸能関係の職種は、風紀の乱れの要因につながるために嫌われ商売として忌避されるが、そのような条項がない町内式目が〈忌避〉を認めるとバランスある町を造る事ができず、経済運営に支障をきたすために、撤廃し、新しい町づくりを進めるような規定になっている。

本町壱丁目の借家人の職業名を見渡せば⁽²³⁾

表2

豆腐屋商売	一	青物商売	三	菓子商売	二	床髪結職	一
小間物商売	二	油商売	一	医師	三	炭薪商売	二
本家肩入	二	紀州廻方荷物積問屋	一	酒商売	二	茶船乗働荒物商売	一
働渡世并荒物商売	二	搗米商売	一	生魚商売	五	諸問屋	二
働渡世	六	旅籠屋商売并京荷物取次	一	呉服商売	九	紺屋商売	一
紙商売	一	茶船乗働網船乗働	一	綿帽子商売	一	乾物商売	一
木綿商売	三	川魚煮売商売	一	京飛脚商売	二	酒塩草履下駄商売	一
				朱座	一	三拾石船家形船持	一
				古道具商売	一	綿商売	一
				砥石商売	一	諸荷物積問屋	一
				麵類商売	一	薬種商売	一
				川方御用下役	一	南都飛脚	一
				樽屋商売	一	音曲渡世	一
				刀商売	二	浄瑠璃音曲渡世	一
				指物商売	一	糸物商売	一
				草履下駄商売	一	扇子商売	一
				飛脚商売	一	草履商売	一
				左官職	一	衣類洗張職	一
				傘堤燈商売	一	粉商売	一
				棒職	一	川魚煮売	一
				糯米商売	一		
				記載なし	三五	合計	百二十二

実に、想像以上の職種の人々が暮らしている。本町壺丁目という場所柄、呉服・木綿商売が集中し、綿帽子・糸物・綿など、これらの荷物の取次ぎ積出しの関係で紀州廻方荷物積問屋・諸問屋・諸荷物問屋・旅籠屋商売并京荷物取次があり、連絡便として京飛脚・南都飛脚・飛脚などがいた。織維商売は本町の特徴であると同時に、地方に書状・商品を積送する飛脚関係の商店が多いのも頷ける。また、「記載なし」三十五人の内訳は、隠居と宿替えの為、明家になっている。また、生活に必要な青物・油・紙・菓子・川魚煮売など、豊富な商売が揃っている。

町が大きく、医師が三名いるのも、それを証明している。変わったところでは、本町壺丁目に、会所屋舗を借り、朱座役人が売場所にしていた。寛政二年十二月二十六日に類焼し、その結果、移転することになり、同町大岡正仙の貸家で商売をしていた。借家に住んでいた朱座の大和屋亀兵衛、別に、泉屋理助借家に住んでいる御用下役の津国屋忠兵衛がいるのも面白い。

守貞漫稿は「家主に代て公務及び町用に勤め月収を小民より取て家主に納む等を職とす大坂の家守は江戸の如く株金を以て不讓當町借屋人の中人品を選し頼て爲家守大略家主より年給銀二三枚を與ふ銀一枚は四十三匁也江戸の家守は兼業なきものあり大坂は本業ある者に兼之」と記す。⁽²³⁾

家守はただ単に借家人から家賃を徴収するだけではない。守貞漫稿の言う通り兼業をしており、伊丹屋季兵衛・泉屋新右衛門・柏屋忠助

は呉服商売、布屋茂助は綿帽子、加藤由章は医師、小川屋利兵衛は薬種商売、和泉屋金七は搗米商売、和泉屋吉兵衛は酒塩草履下駄商売、丁子屋茂助は衣類洗張職、小川屋甚平は二カ所の家守をしていたが、職業欄は空白のままである。本町壺丁目の家守は会所屋敷があつたり、朱座がある場合は仕方がないが、一、二軒ぐらゐは家守を置かない、これも当然である。準町人の立場にあり、職業を持つていたことから人望も厚くなり、責任と義務を果たす町人へと移行していったと推察する。

本町壺丁目の家数は、合計二十六軒（文政十三年）であるが、その内十六軒は一軒以上の借屋を持つていたし、最高二十一軒の借屋を持つていた人もいる。土地の面積と借屋の関係ははつきりしない。土地所有者の屋敷の大きさと裏に拡がる空地の問題、家作の大きさ、井戸・便所・塵芥場の問題、更には経営者の借屋経営に対する〈商売〉の認識問題があつて一概にいえない。裏に家作を造るのは、空地の有効利用である事は明確になっている。それならば、一軒ずつ離すよりは長屋にした方が有効であるし、経営者の借屋経営の運営そのものによろしかない。

升屋町も本町壺丁目も同じだが、職業が記されていない。家賃が発生するから隠居以外の誰が住むのか、店の旦那や番頭に囲われている女か、否、男性の名前になっている。それは名義貸しも考えられる。

補1 掛屋舗について

水帳・絵図・竈図に掛屋舗という言葉がある。升屋町（竈図）の例についていえば、図1では

西側 野田村忠兵衛掛屋舗・長濱屋伊兵衛掛屋舗

南側 天満屋六治郎掛屋舗・宮原村庄左衛門掛屋舗

図2では

北側 三田屋弥惣兵衛掛屋舗・米屋久□^(破れ)掛屋舗・備前屋半兵衛掛屋舗・

小橋屋伊右衛門掛屋舗・備前屋半右衛門掛屋舗・河内屋久右衛

門掛屋舗・河内屋鉄次郎掛屋舗

西側 平野屋惣兵衛掛屋舗・炭屋彦五郎掛屋舗

南側 宮屋次郎兵衛掛屋舗・島中村善六掛屋舗

東側 松尾三右衛門掛屋舗・河内屋鉄次郎掛屋舗

図4では

北側 和泉屋源藏掛屋舗・網屋清右衛門掛屋舗・大和屋九兵衛掛屋舗・

住吉屋平兵衛掛屋舗

西側 和泉屋孫兵衛掛屋舗・山田屋徳兵衛掛屋舗・山田屋佐吉掛屋舗

升屋町（竈図）の掛屋敷を取り上げても、右記のように多い。掛屋

敷について、佐古慶三は「在坂掛屋敷は必ずしも一ツとは限らない。

藩の財政の窮乏につれ、蔵物の積登せ量が増せば、それを納める掛屋

敷が狭くなり、先ず近くに掛屋敷をば設ける。」⁽²⁵⁾

文化三年の「増修改正摂州大坂地図」中に、「安芸広島蔵⁽²⁶⁾ 本五

分一町、⁽²⁷⁾ 西信町掛屋敷。讃岐高松蔵⁽²⁸⁾ 常安裏町、⁽²⁹⁾ 常安町掛

屋敷」とあって、佐古慶三は「それが出来難いとなれば、少々遠くても我慢せねばならず、二つ以上ともなると、中屋敷、下屋敷と呼び分けるか、要するに蔵屋敷である。」と説いている。⁽²⁶⁾

大名の蔵屋敷の説明は納得できるが、商売人の屋敷の掛屋敷も大名の商品を預かっているのか、そうだとすると、掛屋敷はあまりにも数が多くなる。思うに、大阪の商人が地方に積送する商品、地方から積送されてきた商品を保管する場所が、掛屋敷ではないか、勿論、大名の蔵屋敷とは違い、本店に近い場所に保管するという、大名達の屋敷に対する考えを移入したとも考えられる。

因みに辞典類を調べると、『日本国語大辞典』第四巻では、掛屋敷について「貸家のこと。他人に貸している家屋。」⁽²⁷⁾とあり、他の辞典類も同様である。引用文章を紹介すると、

民の繁栄―四「フト三軒持し抱屋舗（カケヤシキ）の事をおもひ出し」

ここでは、掛屋敷と抱屋敷を同義と考えているのか。古事類苑には、「抱屋敷と申候は圍家作等相濟候場所を、抱屋敷と唱申候」とある。⁽²⁸⁾

牧健二は『改訂日本法制史概論』で次のように語る。

幕府法では圍と家屋のある武士所有の宅地を抱屋敷と云ひ、町人の所有した宅地を町屋敷と云った。抱屋敷は無税地で陪臣浪人町人等は特別の理由なき限り之を所有し得ない。

この理由で、抱屋敷と掛屋敷が違うことが判明する。

『岩波古語辞典』⁽²⁹⁾の掛屋敷の説明は左記のとおり。

他町・他国住まいの町人所有の屋敷。屋守をにおいて家主の代理をさせる。

この説明で納得できる。先の掛屋敷を持つ人名は升屋町に住む他国の町人で、『仁風便覧』と照合すれば、和泉屋孫兵衛・大和屋九兵衛・住吉屋平兵衛・宮屋次郎兵衛・畠中村善六・炭屋彦五郎・備前屋半兵衛・小橋屋伊飢右衛門と八名もいる。他の人も屋号は同じで、名前が異なるのは襲名前前で、類似の屋号が多い。

そして、自己の借屋に家守をおくのと同じで、他町・他国住まいの者が所有する屋敷の意味でもある。

ただ単なる貸家であれば、貸屋敷・貸家の言葉でよい筈なのに、〈掛屋敷〉の言葉を使用する意味がある。所有者が闕所の場合は、〈掛屋敷〉は除外されている。寛政八年「家財家蔵取上候程之過料取計方之儀ニ付所司代江達」³⁰の史料を見ると

(前略) 彼地ニ而ハ、所持之懸ケ屋敷ハ相除、居宅并居宅附土蔵
 疊建具諸道具とも入札申付、右代銀之内七歩通取上候仕來之旨、
 向後其地ニ而も右之通可取計哉之段、町奉行共御自分江相伺候ニ
 付、差出候書付寫被越之、被申越候趣令承知候、家財家蔵且抱屋
 敷ニ有之候家蔵ニ而も、不殘代金ニ積り、店借ニ而家蔵無之もの
 ハ、家財計直段ニ積り、右積高之三分ニ取上可申候、尤以來共此
 通相心得候様、町奉行共江可被申渡候以上、(後略)(印は筆者)

右の史料が示す通り、確かに闕所の場合は掛屋敷を相除くとあるが、「家財家蔵且抱屋敷ニ有之候家蔵ニ而も、不殘代金ニ積り」と抱屋敷は処分されることになっている。

〔續百一録〕寛保三年三月廿日口上覺³¹

日野殿掛屋敷ニ御裏附尼衆被差置候屋敷名代河井權兵衛江諸事氣遣之儀(後略)(印は筆者)

典型的な大阪の蔵屋敷の場合に、見られる例で名代が河井權兵衛、河井の所有屋敷を日野が掛屋敷として使用している例である。

ここでの掛屋敷は藩の商品を預かったり、倉庫代りに使用していない。竈図を見ても倉庫のない屋敷もある。

町人の掛屋敷は、本人の居屋敷に対し近所にある。それ以外の屋敷を呼ぶ慣わしで(稀に遠くに存在する場合がある)、例えば町名を呼ぶ場合もある。特段特徴がなければ、所有者の〈掛屋敷〉としている。

〔史料1〕

本町壱丁目北側西分東江

表口九間三尺四寸

裏行式拾間

一式役

町内持 伊丹屋四良兵衛

借屋家守

右四良兵衛借屋伊丹屋季兵衛

表口三間二尺四寸

裏行式拾間

一老役	伊丹屋四良兵衛	一老役	撰津国屋幸次郎
一武役	表口拾間四尺五寸一步	一老役	代印家守 丁内泉屋理助かしゃ小川屋利兵衛
一武役	伊丹屋四良兵衛 掛屋舖	一武役	表口拾間三尺五寸五歩 裏行式拾間
一武役	表口八間壹尺六寸八歩	一武役	他町持瓦町式丁目住宅
一武役	大坂屋理右衛門	米屋太兵衛	
一老役	表口四間壹尺壹寸	是より南側濱合西江	代印家守 右太兵衛借屋和泉屋金七
一老役	和泉屋三郎右衛門	一老役	表口拾五間三尺六寸 裏行式拾間
一武役	表口六間壹尺二寸四歩	一老役	他町持立売堀四丁目住宅
一武役	和泉屋源兵衛	近江屋休兵衛	
一老役	表口四間四尺九寸五歩	代印家守	右休兵衛借屋小川屋甚平
一老役	他町持備後町五丁目住宅	一老役	町内持 山本屋休兵衛
代印家守	右木右衛門借屋加藤由章	一老役	表口三間三尺三寸五歩 裏行式拾間
一老役	表口七間四尺五寸五歩	一老役	表口四間半 裏行式拾間
一老役	和泉屋源兵衛 掛屋舖	一老役	会所屋舖家守丁代勇助
一武役	表口八間式尺八寸三歩	借家屋守丁内 ^(V)	米屋太兵衛借屋和泉屋金七
一武役	繪具屋惣兵衛	一老役	表口四間 裏行式拾間
一武役	表口八間四尺壹寸八歩	一三役	表口拾間四尺四歩 裏行式拾間
一武役	他町持瓦町壹丁目住宅	泉屋理助	
河内屋与次兵衛		代印家守	町内近江屋休兵衛かしゃ小川屋甚平
		表口三間式尺八寸式歩	裏行式拾間
		泉屋理助	代印家守 右理助借屋泉屋新右衛門

表口六間三寸

裏行式拾間

表口五間六寸七歩

裏行式拾間

一式役 他町持内平野町住宅

一耆役 山本屋休兵衛

日野屋志津

表口五間六尺三寸

裏行式拾間

代判平野町一丁目白野屋甚三郎

一耆役 町内持 山本屋休兵衛

代印家守丁内 山本屋休兵衛借屋丁子屋甚助

借屋家守丁内紀伊国屋源兵衛かしや柏屋忠助

表口八間耆尺八寸五歩 裏行式拾間

家数合式拾六軒 内耆役年寄屋敷

一式役 他町持北久太郎町耆丁目住宅

役数合三拾七役 耆役会所屋敷無役

紀伊国屋弥兵衛

本町耆丁目浜納屋地坪数

代印家守丁内 繪具屋惣兵衛かしや布屋茂助

間口拾耆間三尺耆寸式部

表口四間六寸

裏行式拾間

浜行三間半耆尺六寸五部

一耆役 伊丹屋五郎兵衛

家坪四拾三坪七夕

□□病二付願上代判丁内伊丹屋四良兵衛同家倅彦三郎

一 近江屋休兵衛

表口八間五寸三歩

裏行式拾間

間口拾七間半式尺三寸式歩

一耆役 町内持 和泉屋三郎右衛門

浜行三間耆尺六寸式歩

借屋家守丁内近江屋休兵衛借屋 和泉屋吉兵衛

家坪五拾八坪式夕

表口三間三尺四寸

裏行式拾間

一 米屋太兵衛

一耆役 岡本屋四郎兵衛

裏行式拾間

惣坪数合百壹坪九夕 此算加銀式百式匁耆分八厘

一耆役 児嶋屋いと

但耆坪二付式匁宛

代判唐物町式丁目上半箔屋与右衛門 支配かしや播磨屋庄右衛門

町内持伊丹屋四良兵衛借屋

表口三間六尺式寸

裏行式拾間

右同人借屋家守伊丹屋季兵衛

一耆役 大和屋甚次郎

八百屋町通東側北の端

大阪長町の木賃宿 (三)

- 一 小路 塩屋吉太郎
 当寅八才二付代判錦町壺丁目鍵屋駒次郎借屋讚岐屋萬助文政十三寅年
 閏三月
 八百屋町角
 一 豆腐屋商売 麩屋庄兵衛
 一 小間物商売 河内屋平三郎
 一 呉服商売 伊丹屋季兵衛
 一 本家肩入 袴屋待兵衛
 一 働渡世并荒物商売 榎並屋太助
 本町角
 一 紙商売 難波屋庄兵衛
 一 呉服商売 扇子屋五郎兵衛
 一 木綿商売 戎屋長右衛門
 一 亀屋金五郎
 文政十三寅年閏三月
 町内持 和泉屋源兵衛借屋 但居宅続屋敷
 本町壺丁目筋角
 一 菓子商売 鶴屋作次郎
 一 倉橋屋吉兵衛
 他町持 備後町五丁目塚口屋木右衛門借屋
 代印家守右木右衛門借屋加藤由章
 右家守由章退役跡家守和泉屋源兵衛かしや文政十三寅年十一月山本屋 一 働渡世
 勘兵衛
 一 医師 加藤由章
 一 酒商売 大黒屋喜兵衛
 一 働渡世并荒物商売 山村屋半兵衛
 一 生魚商売 八百屋重助
 文政十三寅年七月家請取家人二成
 一 生魚商売 堺屋兵助
 一 和泉屋辰三郎病氣二付代判南農人町釘屋長兵衛
 一 生魚商売 丹波屋弥兵衛
 一 菓子商売 播磨屋友七病身二付代判本町式丁目ならや宗右衛門
 借屋播磨屋嘉兵衛
 町内持 和泉屋源兵衛借屋 本町通北側
 一 和泉屋長兵衛
 一 木綿商売 山本屋勘兵衛
 一 本家肩入 柏屋武兵衛
 右同借屋北小路
 一 袋屋弥三郎
 当寅十四才二付代判内平野町雜喉屋吉右衛門かしや
 雜喉屋七兵衛 文政十三寅年八月本町式丁目へ久宝
 寺屋茂兵衛借屋へ変宅
 和泉屋孫七

- 文政十三寅閏三月丁内和泉屋金七支配かしやゝ引移
 一 丹波屋幾松
 寅十四才二付代判丁内加藤由章支配かしや 丹波屋
 弥兵衛
 一 大黒屋太兵衛
 繪具屋惣兵衛居宅続かしや
 一 綿帽子商売 布屋茂助
 瓦町巷丁目
 他町持河内屋与次兵衛借屋 代印家守近江屋休兵衛借屋 小川屋甚平
 一 漆屋篤兵衛
 一 京飛脚商売 和泉屋得右衛門
 一 右同商売 和泉屋次郎兵衛
 此度死跡本町式丁目和泉屋佐兵衛ゝ入家幼少二付代判和泉屋得右衛門
 文政十三寅年五月
 右同借屋北小路
 一 赤穂屋五郎兵衛
 一 播磨屋安兵衛
 文政十三寅年九月丁内近休借屋播磨屋卯吉方へ同家引取二成
 一 伊勢屋源兵衛
 瓦町巷丁目
 他町持撰津国屋幸次郎代印家守泉屋新右衛門支配かしや
 一 小川屋利兵衛
 一 朱座 大和屋龜兵衛
 瓦町式丁目
 他町持米屋太兵衛借屋代印家守右太兵衛借屋和泉屋金七
 一 呉服商売 播磨屋佐兵衛
 一 呉服商売 大和屋利兵衛
 一 古道具商売 吹田屋太郎兵衛
 濱北角
 一 砥石商売 木津屋傳左衛門
 一 麵類商売 尾張屋甚蔵
 一 播磨屋十兵衛
 文政十三寅年四月丁内近休かしや播磨屋卯吉方へ同家二成
 同借家裏
 一 青物商売 小西屋幸助
 同借家濱表
 一 油商売 井筒屋七兵衛
 一 紀州廻り荷物積問屋 紀伊国屋市兵衛
 一 搗米商売 和泉屋金七
 一 旅籠屋商売并京荷物取次 和泉屋弥助
 文政十三寅年五月唐物町巷丁目篠原屋勝次郎借屋へ変宅
 一 右同借屋北小路濱西へ入

- 一 働渡世 近江屋季兵衛
- 一 働渡世 岸部屋吉兵衛
- 右同借屋浜納屋地北分南へ
- 一 同借屋住居和泉屋弥助かりたし 和泉屋弥助
- 和泉屋弥助唐物町へ変宅故此処明申候
- 一 和泉屋吉兵衛
- 同借屋和泉屋弥助変宅跡へ引移候文政十三寅年六月
- 一 茶船働網船乗働 網屋可助
- 一 同借屋住居此度かり足 紀伊国屋市兵衛
- 一 川魚煮売商売 塩屋定吉
- 当寅七才二付代判内本町橋詰町近江屋瀬平支配かしや 塩屋茂平
- 一 床髪結職 大和屋佐吉
- 病身二付代判白髪町泉屋次兵衛借屋平野屋九右衛門
- 文政十三寅年八月代判退き直判二成右佐吉改名大和屋清吉
- 立売堀四丁目
- 他町持近江屋休兵衛借屋代印家守右休兵衛借屋小川屋甚平
- 本町橋分南浜納屋地北分
- 一 青物商売 美濃屋浅吉
- 一 酒商売 大津屋清兵衛
- 一 炭薪商売 丹波屋藤五郎
- 一 茶船乗働荒物商売 山城屋弥一郎
- 一 薪炭商売 播摩屋休七
- 同借屋南小路
- 一 川崎屋紋兵衛
- 一 播磨屋又兵衛
- 一 石田屋源吉
- 同借屋小路之裏
- 一 和泉屋伊助
- 一 播摩屋専蔵
- 一 小川屋甚平
- 同借屋浜表小路角南分
- 一 搗米商売 和泉屋清兵衛
- 一 諸問屋 大和屋庄助
- 一 紺屋商売 播摩屋卯吉
- 当寅拾歳二付代判内米屋太兵衛家守和泉屋金七
- 一 右卯吉かりたし 右同人
- 一 乾物商売 和泉屋利兵衛
- 一 酒塩草履下駄商売 和泉屋吉兵衛
- 一 三拾石船家形船持商売 山本屋勘太郎
- 当寅七才二付代判農人橋式丁目山本屋勘右衛門支配かしや山本屋定七
- 文政十三寅年閏三月丁内泉屋新右衛門支配かしや分引移候
- 本町通南側東分
- 一 綿商売 紅粉屋利助
- 一 諸荷物積問屋 米屋貴十郎

当寅十一才二付代判玉造越中町式丁目萬屋利兵衛

一木綿商売 播摩屋九兵衛

当寅十一才二付代判内平野町日野屋志川かしや播摩屋次助

町内持山本屋休兵衛かしや

一諸問屋 和泉屋九兵衛

会所屋舗家守丁代

一 紅粉屋勇助

長堀茂左衛門町

他町持泉屋理助借屋

代印家守右理助借屋 泉屋新右衛門

一 和泉屋三作

一薬種商売 小川屋利兵衛

一呉服商売 泉屋新右衛門

一川方御用下役 津国屋忠兵衛

右同借屋南小路

一 萬屋藤吉

一働渡世 播摩屋藤助

同借屋小路裏

一 尼崎屋佐七

一 近江屋伊之助

一働渡世 伊賀屋六兵衛

内平野町

他町持日野屋志川借屋代印家守丁内山本屋休兵衛かしや丁子屋甚助

本町筋東分

一南都飛脚 奈良屋太右衛門

東側壺丁目筋角分南へ

一樽屋商売 大和屋伊兵衛

一音曲渡世 京橋勾当

盲人二付代判堀江町難波屋宗太郎

一生魚商売 堺屋庄兵衛

一呉服商売 河内屋庄七

一医師 福原因營

一 川崎屋重吉

幼少二付代判明石屋清七

文政十三寅年六月南本町式丁目北□□□かしや分引移

同年十月出所南本町三丁目川崎屋宗七方へ引取二成

北久太郎町壺丁目

他町持紀伊国屋弥兵衛借屋代印家守丁内繪具屋惣兵衛かしや

布屋茂助

壺丁目筋西側南之端分

一生魚商売 津国屋源七

一刀商売 刀屋忠兵衛

一呉服商売 柏屋忠助

一医師 田中方安

- 一指物商売 京屋三右衛門
- 文政十三寅年四月引移候
- 一糸物商売 大和屋吉兵衛
- 一草履下駄商売 倉田屋得兵衛
- 一扇子商売 虎屋吉次郎
- 当寅三才二付代判北久宝寺町三丁目丸屋利助支配か
- しや吉野屋仁兵衛
- 文政十三寅年八月安土町式丁目虎屋吉兵衛方へ引取二成
- 町内持和泉屋三郎右衛門借屋
- 代印家守丁内近江屋休兵衛借屋和泉屋吉兵衛
- 一呉服商売 升屋源兵衛
- 文政十三寅年三月病死死跡相続人無之家請人へ引取二成
- 一 長崎屋三右衛門
- 当寅十三歳二付代判淡路町壱丁目
- 長崎屋三治郎
- 文政十三寅年五月右三治郎方今此度分家
- 一 加賀屋三郎兵衛
- 当寅十三歳二付代判丁内近江屋休兵衛かしや和泉屋
- 吉兵衛
- 同借屋本町通裏借屋
- 大和屋太吉
- 一 呉服商売 升屋源助
- 同借屋南小路借屋裏東今
- 一刀商売 刀屋清兵衛
- 一 大坂屋吟兵衛
- 一 大和屋庄兵衛
- 一 浄瑠璃音曲渡世 竹本佐賀太夫改名中太夫 播摩屋佐吉
- 同借屋小路裏借屋
- 一 働渡世 明石屋又兵衛
- 一 平野屋長三郎
- 町内持山本屋休兵衛借屋
- 代印家守丁内紀伊国屋弥兵衛かしや 柏屋忠助
- 本町通東今
- 一小間物商売 板屋重次郎
- 文政十三寅年六月南本町式丁目変宅
- 一草履商売 河内屋半七
- 八百屋町角今南へ
- 一 飛脚商売 大丸屋伊兵衛
- 一 生魚商売 阿波屋太兵衛
- 一 傘堤燈商売 備後屋吉兵衛
- 綿屋又治郎
- 当寅式歳二付代判丁内伊丹屋四郎兵衛借屋 扇屋五郎兵衛
- 一 青物商売 中崎屋新助

- 一粉商売 吹田屋弥兵衛
- 一棒職 大和屋伊兵衛
- 一左官職 河内屋源次郎
- 一衣類洗張職 丁子屋甚助

④ 表・裏借家人と町の関係

町内式目については詳しく説明する事もないが、町中の申し合わせ事項と、勘定仕法が一体になった町儀⁽³²⁾である。時には公課の賦課まで収録されている。町内式目の本義が「丁中は相互に陸敷萬事助合申事に候へば諸祝儀出銀等心易く定置候事」としているのが、本来の目的である。⁽³³⁾家屋敷の売買・譲り・養子・縁組・元服・代判・家守等の場合には、町中に帳切銀・顔見世銀・祝儀銀・振舞料を出すのが慣例になっている。裏借家の住人にも費用を徴収するが、徴収金額は町人とは違って小額である。

道頓堀立慶町の町内式目定を披瀝すると、⁽³⁴⁾

借家人顔見世祝儀右同斷

但し町内江宅かへいたし候共家主相替り候へば役同様可相勤候名
 替代り代判替り等同斷他丁にて名前付居候もの引取同家加入い
 たし候義年寄組合えも相談の上にて丁内人別に入可申事尤諸祝儀
 別段に可丁内不存分は家主不念に聞之町之早々戻し可申事

裏借屋顔見世祝儀

- 一、銀三分御年寄
- 一、同二分家主へ
- 一、同二分丁代へ
- 一、同一分下役へ

メ 但先年も当時同様

となり、裏借家の顔見世祝儀は、町人とは違い格段に安い。升屋町の「式目定」⁽³⁵⁾は

同借屋之儀者員数家主分相極メ取集可申候事
 但寄進銀高隣町見競少限時者増銀取集可申事

升屋町では、借屋の人数を家主が集計し、それを基に取集める。寄進の場合は、隣町とくらべて金額が少ない時は、臨時に増銀する事もあり、金を取り集める。

順慶町壱丁目の「式目帳」⁽³⁶⁾は、左記の定めである。

一引取候節他丁二居候節人別之もの縁付又ハ奉公ニ出候もの町内
 江変宅後引取候節何縁ニ而茂出銀左之通

表借屋之分

銀三匁 年寄
 同式匁 丁代
 同壱匁 下役
 裏借屋壱人分二付

銀壱匁五分 年寄
 同壱匁 丁代

同五分 下役

但月別沓ヶ月ニ表借屋三拾八文裏借屋三拾文宛可被差出事

順慶町の裏借家は、表借家の半分である。町名は不明であるが、「町

内式目写」(天明八年申五月)から引用する。

一借屋人町内江引移目見得之事年寄江表店借屋銀三匁づ、裏店
借主ハ扇子沓封づ、

右同断丁代江

表店借屋ハ 銀式匁づ、

裏店借屋ハ 同沓匁五分づ、

右同断下役江

表店借屋ハ 銀沓匁五分宛

裏店借屋ハ 同沓匁宛

ここの裏店は、表店の三分の二ぐらいを支払っている。

北組本堺町の「丁内定目録」は宝曆と古く、左のとおり

一借屋番賃沓軒ニ付銭式拾文ツ、

一裏借屋番賃沓軒ニ付銭六文ツ、

裏借屋と表借屋の違いは三倍以上になる。本堺町の環境によるのか、

随分と違う。

順慶町式丁目の「町内式目写」しは

一銘々勝手ニ付我借屋を取込自身に遣候又者小借屋を大借屋ニ建

替申事ハ勝手ニ候得共然ル時ハ借屋数減少も成下代下役扶持ニ

□り難洪致し大借屋ニ罷成候加借屋自身ニ遣可申時ハ下地有来

り借屋之通月別銭油銭番賃銭掛りもの其割をもつて請取させ可

申候事

裏借屋は人数によって割り当てていたが、小借屋から大借屋に建替
えが促進した為に人数が少なくなった。その為、丁代・下役の扶持が
難渋になった。月別銭・油銭・番賃はやはり人数で割って徴収するこ
とにした。

金沢町の「諸祝儀式目并勘定立帳」⁽⁹⁾では

表借屋人宅替之節并名前替之節出銀

一銀三匁 年寄

一同式匁五分 家主

一同式匁 丁代

一同沓匁五分 下役

一銭百文 髮結

但表借屋人宅替之節至而間廣ニ而表間口四間ハ以上之節ハ右出

銀倍增之事

裏借屋人宅替并名前替之節出銀

一銀式匁 年寄

一同沓匁五分 家主

一銭百廿四文 丁代

一同百文 下役

となる。相対的に町人と借家人とは、祝儀が大幅に異なる。また、表

借家と裏借家においても、祝儀の相手の範囲も金額が違うのは義務と権利の違いとなり、表店・裏店によって違うのは、長い慣例による証となつてしまつた。

注

(1) 佐古慶三「大阪、増修改正摂州大阪地図」〔近畿の市街古図〕鹿島出版会、一九七八年

船場の他にも堀江新地元禄十一開発では、おなじく四十五間平方であり、裏行二十間に至つては常例となつている。判つている分を挙げると、※印は元和以後開発の分

玉造

岡山町

上町

追手町 和泉町

下船場

江戸堀二丁目 立売堀中橋町 佐渡島町※

西道頓堀

新難波中之丁※

幸町元禄十一開発

一丁目より五丁目 但、東西は六十間乃至七十間

長町日本橋筋

一丁目より九丁目

中之島 上中之島町

常安裏町

堂島元禄元開発

堂島新地三丁目 堂島新地中三丁目

曾根崎宝永五開発

一丁目より三丁目

相生新地享保九開発

本京橋町 本相生町

(2) 楠里散人『増補大坂町鑑全』柏原屋清右衛門、天保十三年（一八四二）

(3) 注(2)に同じ。

(4) 注(2)に同じ。

(5) 注(2)に同じ。

(6) 注(2)に同じ。

(7) 注(2)に同じ。

(8) 竈図とは耳慣れない言葉であるが、意味は水帳が土地台帳で絵図が地

籍図に相当する。水帳・絵図では長屋の住人等は不明であるが、竈図には井戸・雪隠・塵芥場・建物の構造等、更に職業まで書かれた竈図がある。文字通り長屋の世帯を現わす「カマド」が発生要因と考える。

(9) 小田忠「町の諸相」〔地域と社会〕創刊号、大阪商業大学比較地域研究所、一九九九年

(10) 忌避商売が文芸中に出てこないのは、当時の住人や文芸者達が（差別）といった認識を保有せず、町に住む後発組に対して「郷に入らば郷に従え」といった認識が強く、日常的に当然であると認識していた。だからこそ自分達が住める町を搜したのである。

(11) 文政五（一八二二）年十二月、「式目定」大阪商業大学商業史博物館所蔵

銘々家内ハ不及申借屋末々迄家替引移或ハ引取出生病死奉公人之出入又ハ婚礼離別之類右人別出入無滞早速其段相断可申候萬一不札不念之儀御座候得者其家主越度ニ相成可申事

(12) 注(11)に同じ。

(13) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第一、清文堂出版、一九七八年

(14) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第三、清文堂出版、一九七九年

似せ薬種商賣致間舗之事、付り、毒薬賣買致間敷之事、諸色買置志め賣之事、

(15) 注(14)に同じ。慶安元戊子年九月十四日、補觸一〇醫師住宅之事、

一他國分參候醫師、本道外科とも致吟味、前廉他國二而くすし仕候哉、又師匠を相尋、穿鑿之上請人をとり、宿かし可申事、

一縦大坂二久罷有候醫師二而も、他町分宿かり來らハ、右同前二可致吟味事、

一只今大坂之住宅之醫者、常住之躰心をつけ、療治をも不致、身持不審なるもの於有之ハ、其ノ町分可申來候、此方より穿鑿之上住宅可申事、付タリ手習子をとり居候もの、右三ヶ條之とをり可致吟味事、

子九月十四日

孫太

丹波

- (16) 升屋町の竈図を見る限り、医者^るの居宅は凡そ十坪前後の面積と推定する。
- (17) 野間光辰校注『西鶴集下』岩波書店、一九六七年
- (18) 復刻版『懷中難波すゝめ』清文堂出版、一九六九年
- (19) 多治比郁夫・日野龍夫編『校本難波丸綱目』中尾松泉堂書店
一九七七年
- (20) 升屋町商売調は、大阪商業大学商業史博物館蔵、竈図「升屋町」より作成。
- (21) 文化七年八月「当丁内掟定式目写」大阪商業大学商業史博物館蔵
- (22) 注(21)に同じ。
- (23) 注(21)に同じ。文化七年八月「当丁内掟定式目写」を参照の事
- (24) 室松岩雄編『類聚近世風俗志』榎本書房、一九二七年
- (25) 注(21)に同じ。
- (26) 佐古慶三『古板大坂地図集成に就いて』清文堂出版、一九七〇年
- (27) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』第四卷、小学館、一九七三年
- (28) 『古事類苑』政治部三、吉川弘文館、一九七〇年
- (29) 大野晋・佐竹昭広・前田金五郎編『岩波古語辞典補訂版』岩波書店、一九九〇年
- (30) 石井良助編『徳川禁令考後集Ⅳ』創文社、一九六〇年
- (31) 注(28)に同じ。
- (32) 注(9)に同じ。
- (33) 注(21)に同じ。
- (34) 注(21)に同じ。
- (35) 注(21)に同じ。
- (36) 注(21)に同じ。
- (37) 注(21)に同じ。
- (38) 注(21)に同じ。
- (39) 注(21)に同じ。
- (40) 注(21)に同じ。